

第2次  
いなべ市子ども読書活動推進計画  
(素案)



平成26年 月  
いなべ市教育委員会

## 目 次

第 1	第 2 次子ども読書活動推進計画の策定にあたって	1
第 2	子どもの読書活動推進のための方策	2
1	家庭	2
	ア 家庭における読書活動の推進	
	イ 家庭教育講座等への参加	
2	地域	2
(1)	図書館	2
	ア 図書資料の充実	
	イ 「読み聞かせ」「おはなし会」の拠点整備	
	ウ 年齢に応じた推薦図書の紹介	
	エ インターネットによる図書館の利用促進	
	オ 障がいのある子どもへの対応	
	カ 外国人の子どもへの対応	
	キ 他の公立図書館や学校図書館等との協力体制	
	ク 職員の講習会等への参加	
	ケ 啓発事業の開催	
	コ 広報活動の充実	
	サ 読書関係ボランティア等との連携協力と支援	
(2)	児童館	4
	ア 図書室（図書スペース）の環境整備	
	イ 読み聞かせの実施	
(3)	放課後子ども教室	4
	ア 本を活用したスクールの開催	
	イ 教室関係者の講習会等への参加	
3	小中学校	5
	ア 望ましい読書習慣の確立	
	イ 図書室を活用した授業の実施	
	ウ 司書教諭を中心とした読書活動推進体制の形成	
	エ 障がいのある児童・生徒への対応	

オ	外国人児童・生徒への対応	
カ	国際理解教育の推進	
キ	公立図書館との連携	
ク	読書関係ボランティア団体等との連携協力	
ケ	読書に関するさまざまな興味付け	
4	保育所（園）	6
ア	読み聞かせの実施	
イ	乳児・幼児が本に興味を抱く環境の整備	
5	子育て支援センター	7
ア	本との良い出会いに向けた取り組み	
イ	絵本とふれあう時間	
ウ	読書環境の整備	
6	就学前の総合的な取り組み	7
ア	母子保健事業等における各部署の連携	
第3	他機関との連携	8
	企業等への協力依頼	8

**【関連資料】**

読み聞かせの会(読書活動ボランティア)	8
---------------------	---

**【参 考】**

「子どもの読書活動の推進に関する法律」	11
---------------------	----

## 第1 第2次子ども読書活動推進計画（素案）の作成にあたって

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）ことから、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

そこで、いなべ市では平成21年3月に「いなべ市子ども読書活動推進計画（第1次）」を策定し、次代を担う子どもたちが読書活動を通じて豊かな心や知識を育み、健やかに成長していく環境をつくるための実効的で具体的な施策推進の基としてきました。

第1次計画期間終了に伴い、これまでの取り組みの成果と課題をふまえ、子どもたちの読書活動をさらに推進し、すべての子どもが本に親しみ、自主的に読書活動を行うことができるよう、今後概ね5年間の施策の方向性と具体的な内容を示す「第2次いなべ市子ども読書活動推進計画」（素案）を作成しました。

## 第2 子どもの読書活動推進のための方策

### 1 家庭

#### ア 家庭における読書活動の推進

家庭は、子どもにとって生まれていちばん最初に出会う社会であり、たくさんのお話を保護者から学びます。読み聞かせ等の読書活動が、親子のふれあいの中で日常的に行われることが大切です。

#### イ 家庭教育講座等への参加

図書館や児童館等で行われるおはなし会や家庭教育に関する講座等へ保護者等が参加することによって、家庭で行われる読み聞かせ等の重要性について理解が深まります。

### 2 地域

#### (1) 図書館

##### ア 図書資料の充実

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、健全な成長を遂げていくために、年齢等に応じた様々な分野の優良図書の積極的収集に努めます。小中学校の総合学習や授業で行われる調べ学習のための図書の収集にも努めます。

##### イ 「読み聞かせ」「おはなし会」の拠点整備

乳児や幼児と保護者が周囲を気にせず安心して「読み聞かせ」や「おはなし会」を楽しむことのできる場所として藤原図書館をリニューアルしました。読み聞かせのボランティアが親子を対象にしたおはなし会等を開催できる場所として活用できるように、紙芝居や絵本などの資料整備を進めます。

##### ウ 年齢に応じた推薦図書の紹介

社団法人日本図書館協会をはじめとする社会教育団体等が推薦する優良図書や図書館での月間貸し出し回数が多い図書、季節や行事などに合わせて職員が選んだ図書を「おすすめ図書コーナー」として展示します。展示した図書にはその内容等を見出しにして紹介することによって読書意欲の向上を図ります。

##### エ インターネットによる図書館の利用促進

いなべ市ホームページを利用した市内図書館の蔵書検索機能や貸し出し予約システムなどのサービス機能を活用し、図書館の利用促進を図ります。

オ 障がいのある子どもへの対応

児童コーナーの設置にあたっては、障がいのある子どもと保護者が読書を楽しむことのできるように配慮します。点字図書や録音図書、大活字本などの蔵書の整備に努めます。

カ 外国人の子どもへの対応

市内在住の外国人の子どもに対応した母国語の図書を揃えるだけに留まらず、グローバル社会に対応した様々な言語の図書を収集し、外国語図書のコーナーを設置します。外国語対応のための図書館職員の研修と館内に外国語表示による図書の案内も行います。

キ 他の公立図書館や学校図書館等との協力体制

公立図書館は、地域の読書活動の拠点として子どもの成長に必要な図書を可能な限り入手し提供することが求められます。このために、他の公立図書館との協力体制を強化し、図書資料の相互貸借等を一層推進します。

学校図書館資料のデータ化によって学校図書館と公立図書館システムの相互乗り入れを行い、学校図書館の利用促進を支援します。また、推薦図書や貸し出し回数が多い図書に関する情報の提供を行い、朝読書のための図書や授業に活用できる図書の貸出し等を通して、日常的に学校図書館との連携を図り、児童・生徒の読書活動を推進します。

ク 職員の講習会等への参加

来館する親子向けに読み聞かせやブックトーク（紹介）などを行い、読書の楽しさを啓発できるように職員を講習会等に積極的に参加させ、知識の習得や技術の向上に努めます。

ケ 啓発事業の開催

全ての関係機関が連携協力して、家庭で本を読むことの楽しさや重要性について市民に広く啓発するための「おやこブックフェスティバル」などの啓発事業を定期的で開催します。

本や紙芝居の読み聞かせの講師や司書などを学校へ派遣する出

前授業を行い、子どもたちに対して新たな手法で読書の楽しさを伝えていきます。

コ 広報活動の充実

子どもの読書活動推進に関する啓発活動を市広報誌等で計画的に行うことによって読書意欲の向上を図ります。

サ 読書関係ボランティア等との連携協力と支援

地域で活動を行い、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく寄与している読書関係のボランティアと連携協力します。

読み聞かせやおはなし会等を多様な形で開催し、子どもの読書に対する興味関心の向上を図ります。

これらの団体の自主的な活動を支援し、地域ぐるみの活動が更に広がるように側面から協力します。

(2) 児童館

ア 図書室（図書スペース）の環境整備

子ども同士の読書活動が自主的に行われるような読書環境づくりを行います。また、保護者や各種サークル等が子どもと本を読めるような図書スペースを提供します。

子どもの関心を引くような図書の並べ方や整理の仕方、推薦図書や貸し出し回数の多い図書に関する情報の提供を受けるなど、図書館の協力を得て図書室（図書スペース）の環境整備を図ります。

イ 読み聞かせの実施

児童館の様々な活動の中で読み聞かせやおはなし会等を実施します。本に親しむ時間を積極的に設け、子どもの読書に対する興味関心の向上を図ります。

(3) 放課後子ども教室

ア 本を活用したスクールの開催

「いなベコミュニティスクール」「放課後子ども教室ほくせい」に対して各教室(スクール)で読書に関するものを取り入れるよう協力を呼びかけます。

イ 教室関係者の講習会等への参加

各教室(スクール)へ参加する児童に読書の楽しさを啓発できる

ようコーディネーターや学習アドバイザーに対して、更なる知識の習得や技術の向上のため講習会等に参加するよう呼びかけます。

### 3 小中学校

#### ア 望ましい読書習慣の確立

「朝の読書」「読書週間」「校内委員会」等の特色ある取り組みを通して、すべての児童・生徒が読書に親しめるように努めます。また、各校が「親子読書週間」等を計画して、より良い生活習慣づくりのために家庭での読書活動を推進します。

#### イ 図書室を活用した授業の実施

各教科をはじめ総合的な学習の時間等に図書室を活用した授業を進めます。また、効果的な活用の仕方について、教職員の研修を実施します。

#### ウ 司書教諭を中心とした読書活動推進体制の形成

司書教諭の専門知識や技術を学校図書館で活かすことができるように学校全体の推進体制の構築に努めます。

学校司書教諭の配置校を増やしていくために教職員の司書教諭免許の資格取得を積極的に支援していきます。

#### エ 障がいのある児童・生徒への対応

障がいのある児童・生徒が読書を楽しむことのできるように図書室の環境整備に努めます。

障がいの種別や程度に応じた図書の選定、点字図書や録音図書、大活字本などの蔵書の充実を図ります。

#### オ 外国人児童・生徒への対応

外国人の児童・生徒に対応した母国語の図書を揃えるだけに留まらず、グローバル社会に対応した様々な言語の図書を収集します。

外国語の図書コーナーの設置にも努めます。

#### カ 国際理解教育の推進

外国の言語、民族、歴史等がわかる図書を選定し、児童・生徒が日常的に外国の文化を身近に感じる機会を設けるとともに、授業への活用を通して、国際理解の推進に努めます。

#### キ 公立図書館との連携

図書室のデータベース化により効率的な図書管理を進めるとともに、児童・生徒の興味や関心を引くような図書の並べ方や整理の仕方について、図書館司書による教職員への研修等を実施し、活用しやすい図書館環境の整備に努めます。

また、推薦図書や貸し出し回数が多い図書に関する情報の提供を受け、朝読書のための図書や授業に活用できる図書の貸出し等を通して、日常的に公立図書館との連携を図り、児童・生徒の読書活動を推進します。

#### ク 読書関係ボランティア団体等との連携協力

地域で活動する読書活動ボランティア等と連携協力して読み聞かせやおはなし会等を多様な形で開催し、読書に対する興味関心の向上を図ります。

#### ケ 読書に関するさまざまな興味付け

読書ボランティアや教師による読み聞かせ、校内委員会の活動、おはなし会、ブックトークの実施、学級文庫の配置、読書感想文コンクール等への参加など、教育活動の様々な機会と場面を通じて読書に関する興味付けを効果的で計画的に実施するように努めます。

### 4 保育所（園）

#### ア 読み聞かせの実施

保育活動の中や午睡前、帰りの会の場などで、保育士による読み聞かせを行っています。

また、地域の読み聞かせボランティア等に読み聞かせしてもらうことで、地域との交流を深め、子どもたちの読書への興味関心を更に深めます。

#### イ 乳児・幼児が本に興味を抱く環境の整備

保育室などでは、乳児・幼児の手の届く高さや場所に配慮して本を置き、身近に触れて興味を持てるような環境づくりに努めます。

図書の並べ方や整理の仕方、推薦図書や貸し出し回数が多い図書に関する情報の提供を受けるなど、図書館の協力を得て読書環境の整備を図ります。

親子で一緒に読書の時間を楽しめるように図書の貸し出しも行っていきます。

## 5 子育て支援センター

### ア 本との良い出会いに向けた取り組み

生後6か月の乳児とその保護者を対象にした「ブックスタート」、2歳の誕生日を迎えた幼児を対象にした「ブック・R eスタート」を行っています。それぞれ本との良い出会いのための子育て支援活動の一環として位置づけ、民生児童委員や子育て応援団等と協力して計画的に推進するよう努めます。

### イ 絵本とふれあう時間

図書館や読書活動ボランティア等と協力して読み聞かせやおはなし会を行い、乳児・幼児期に親子で読書をすることの大切さを伝え、本とふれあう時間を積極的に設けます。

### ウ 読書環境の整備

乳児・幼児の関心を引くような図書の並べ方、図書の整理の仕方、推薦図書や貸し出し回数の多い図書に関する情報の提供を受けるなど、図書館の協力を得て読書環境の整備を図ります。

また、子育て支援センターを利用できない子育て家庭の親子を対象に、地域の集会場を借用して開催する「出前ひろば」事業において、図書館職員の協力を得て、出前図書館を開催します。

## 6 就学前の総合的な取り組み

### ア 母子保健事業等における各部署の連携

就学前は、子どもが読書することの楽しさを知り、読書習慣を身につける上で最も重要な時期といえます。

「妊婦教室」、生後2～3か月の乳児の家庭に保健師が訪問を行う「こんにちは赤ちゃん訪問」、「離乳食教室」、「1歳6か月児健康診査」、「2歳児歯科教室」、「3歳6か月児健康診査」、「育児相談」、「就学時の健康診断の受診」等の機会を利用して図書館でのおはなし会や読書に関する講座チラシ等を配布するなど、読書に関する情報の提供に努めます。

このようにさまざまな事業を実施する上で、各部署が連携して総合的に取り組むことによって、本との良い出会いが生まれます。

### 第3 他機関との連携

#### 企業等への協力依頼

市内の企業に対しては、啓発のためのポスターやチラシの掲出を呼びかけます。市内の書店に対しては、優良図書を設置を呼びかけ、読書活動推進に関する協力を依頼します。

#### 【関連資料】

##### 読み聞かせの会（読書活動ボランティア）

###### 1 大安町おはなしの会「くまのこ」

- (1) 日 時 毎週土曜日 14:00～14:30
- (2) 場 所 大安図書館（三岐鉄道大安駅駅舎内）
- (3) 内 容 絵本と紙芝居の読み聞かせ、子育て支援センターブックスタート支援
- (4) 連絡先 大安図書館 TEL(0594)87-0021

###### 2 藤原おはなし会「こだま」

- (1) 日 時 毎月第2、第4土曜日 10:30～11:00
- (2) 場 所 藤原図書館（藤原文化センター2階）
- (3) 内 容 絵本と紙芝居の読み聞かせ、子育て支援センターブックスタート支援
- (4) 連絡先 藤原図書館 TEL(0594)46-4150

###### 3 よみきかせ「たんぼぼの会」

- (1) 日 時 毎月第1、第3土曜日 10:30～11:00
- (2) 場 所 藤原図書館（藤原文化センター2階）
- (3) 内 容 絵本と紙芝居の読み聞かせ

(4) 連絡先 藤原図書館 TEL (0594) 4 6 - 4 1 5 0

4 よみきかせ推進の会「つばめ」

(1) 日 時 随時

(2) 場 所 北勢図書館ほか

(3) 内 容 絵本と紙芝居の読み聞かせ

(4) 連絡先 北勢図書館 TEL (0594) 7 2 - 2 2 0 0

5 朗読ボランティア「なよの音」

(1) 日 時 随時

(2) 場 所 北勢図書館（北勢市民会館内）ほか

(3) 内 容 絵本と紙芝居の読み聞かせ

(4) 連絡先 北勢図書館 TEL (0594) 7 2 - 2 2 0 0

6 北勢図書館おはなし会

「たんぽぽ おはなし会」

(1) 日 時 毎月第1水曜日 11:00～11:30

(2) 場 所 北勢図書館（北勢市民会館内）

(3) 内 容 絵本と紙芝居の読み聞かせ

(4) 連絡先 北勢図書館 TEL (0594) 7 2 - 2 2 0 0

「ほくせい おはなし会(司書職員)」

(1) 日 時 毎月第3日曜日 10:30～11:00

(2) 場 所 北勢図書館（北勢市民会館内）

(3) 内 容 絵本と紙芝居の読み聞かせ

(4) 連絡先 北勢図書館 TEL (0594) 7 2 - 2 2 0 0

**【参 考】**

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 法律第 154 号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書

活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画

的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ・当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

### ○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。